

記載例

※戸籍の筆頭者が15歳以上で
筆頭者が届出をする場合

氏の振り仮名の届

令和 7 年 〇 月 〇 日 届出

岐阜県可児郡御嵩町 長 殿

届書を提出する日を記入

書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住 民 票	通 知

本 籍	岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1 2 3 9 番地 1	
筆頭者の氏名	御嵩 太郎	
氏	御嵩	
氏の振り仮名 (カタカナ)	ミタケ	
おなじ戸籍にある人	(フリガナ) 筆頭者 (名)	タロウ 太郎
	配偶者	ハナコ 花子
		コウタ 甲太
		オツコ 乙子
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	御嵩 太郎	
生 年 月 日	昭和 5 5 年 5 月 5 日	

現在の本籍と筆頭者を記入

氏を漢字で記入

氏の振り仮名をカタカナで記入
※この欄に記入された振り仮名が
戸籍に記載されます。

戸籍に記載されている方全員の「名」と住民
登録している住所を記入
(除籍されている方は記入しないでください)

該当する□にチェックし、氏名と生年月日を記入
※届出人が自署してください。押印は任意です。
【届出人の優先順位】
1 筆頭者
2 配偶者(筆頭者が除籍の場合)
3 子(筆頭者、配偶者ともに除籍の場合)

届 出 人	
(氏の振り仮名の届をする人が 十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(届出人全員が別紙の余白部分に署名してください。署名欄に押印をしている場合は、余白部分への押印でも差し支えありません。)に書いてください。)	
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人
住 所	親権者(□母 □養母) □未成年後見人
本 籍	本人が届出する場合は記入不要
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	年 月 日

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

欄外に電話番号を記入

電話 0 9 0 - 0 0 0 - 0 0 0

氏の振り仮名の届

通知ハガキに記載された振り仮名が正しかった方は届出の必要はありません。
令和8年5月26日以降に自動的に戸籍に振り仮名が記載されます。
通知ハガキに記載された振り仮名が異なっていた方は届出が必要です。
なお、大文字と小文字の違いも届出の対象ですのでご注意ください。

■「氏の振り仮名」をお届けできる方

届出できる人は原則筆頭者となりますが、筆頭者が除籍されている場合は通知ハガキに記載されている方から届出できます。

筆頭者が15歳未満の方は親権者から、15歳以上18歳未満の未成年者の場合は筆頭者もしくは親権者からも届出することが出来ます。

【届出人の優先順位】

1	筆頭者(15歳未満の方は親権者から15歳以上18歳未満の方は本人もしくは親権者からも届出可能)
2	配偶者(筆頭者が除籍されている場合)
3	子(筆頭者と配偶者が除籍されている場合)※

※筆頭者と配偶者が除籍されており子から届出をする場合について、子が複数名いる場合どなたかお一人から届出があればよいとされています。

■届出に必要な持ち物

通知された振り仮名が正しかった方
・通知ハガキ ・通知ハガキがない場合、現在使用している振り仮名を確認できるもの (キャッシュカード・通帳・クレジットカード・年金手帳・パスポート等) ※お持ちでない場合も届出はできますが、確認に時間を要する場合があります。
通知された振り仮名がご自身の認識と異なっていた方
・通知ハガキ ・現在使用している振り仮名を確認できるもの (キャッシュカード・通帳・クレジットカード・年金手帳・パスポート等) ※どれもお持ちでない場合は、別の証明書類をご提示いただく場合があります。 また、確認に時間を要する場合があります。

■ご注意ください点

- ・優先順位が先の方が除籍されていない場合、後の順位の方が届出することはできません。
なお、届出人が記入した届書を在籍者が持参して届出することは可能です。
- ・消せるボールペンを使用しないでください。
- ・振り仮名が戸籍に反映されるまで、1週間～最長1ヶ月程度日にちを要する場合があります。
- ・一般的ではない振り仮名を届け出る場合、戸籍に反映されるまで1ヶ月以上日にちを要する場合があります。また、審査の結果不受理となることもあるのでご了承ください。